

ながさき

# トラック広報



## トピックス

- 人材確保・労働環境改善セミナー
- 陸運事業者のための安全マネジメント研修
- 過積載防止運動強化月間
- 全ト協表彰規程による表彰

(公社)長崎県 トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



# 目次

2023 10

1. 人材確保・労働環境改善セミナー開催のお知らせ	1
2. 令和5年度陸運事業者のための安全マネジメント研修	2
3. 長崎県過積載防止運動強化月間について	4
4. 行政だより	
○ 長崎県最低賃金の改正決定に係る周知・広報について	8
○ 安全横断 手のひら運動～長崎県警よりお知らせ～	11
5. 全ト協だより	
○ 「全ト協表彰規程による表彰」の推薦について	13
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について	16
○ 軽油価格の調査結果（7月分）	17
6. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	18
7. 協会だより	
○ 第4回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について	24
○ 令和5年度第1回自動車運送事業者自動車無事故表彰について	25
○ 改善基準告示解説セミナーの開催状況について	26
○ 「引越基本講習・引越管理者講習」の開催状況について	27
○ 高齢運転者安全運転研修の開催状況について	28
○ 令和5年度助成事業について	29
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	31
8. 適正化だより	
○ 運輸安全マネジメント「認定セミナー」開催予定情報について	34
9. ドライバービークル体験記～トラック運転中における事故の体験～	35
10. 陸災防だより	
○ 改正労働安全衛生規則等説明会の開催状況について	36
○ 技能講習のお知らせ	37
○ 陸運と安全衛生	38
11. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ	46
12. 諫早T・Sのご案内	48

表紙写真：若宮稻荷神社 竹ン芸：長崎市伊良林2-10-2 若宮稻荷神社

長崎県長崎市にある若宮稻荷神社では毎年10月14日と15日の二日間に渡り秋の例大祭として「竹ン芸」が行われます。竹ン芸は中国の伝統芸能である「羅漢踊り」が起源とされています。この行事では神社の使いの狐が竹藪で遊ぶ様子を表現し男狐と女狐のお面をつけた二人が約10メートルの二つの青竹の上で芸をします。また、道行や宝珠印、逆上がりなど演目には呼称があります。演目は唐笛や締め太鼓、三味線などの囃子に合わせて行われるため一定の速度で揺れる青竹は、観客を魅了します。竹ン芸は国の無形民俗文化財と長崎市の無形民俗文化財に選ばれている伝統的な行事で、屋台やステージショーもあるため楽しみながら若宮稻荷神社の文化に触れることができる行事となっています。

## トラック運送事業者のための 人材確保・労働環境改善セミナー開催のお知らせ

深刻なドライバー不足が続いている中、令和6年4月より実施される「改正改善基準告示」等の2024年問題や働き方改革への対応が喫緊の課題となっており、人材の採用や定着に向けた職場環境の整備に関する実務等を内容とする標記セミナーを下記により開催いたします。

ご多用の折とは存じますが、是非ともご参加いただきますようご案内いたします。

### セミナー概要

1. 日時 令和5年11月8日（水）13：30～16：30（受付 13：00～）
2. 場所 長崎県トラック協会研修会館（長崎県トラック協会本部）  
長崎市松原町 2651-3 TEL095-838-2281
3. 講師 株式会社 コヤマ経営 小山 雅敬 氏
4. 講座
  - (1) 改正改善基準告示について
  - (2) 運転者人材等の採用
    - ・人材採用に向けた準備
    - ・効果的な求人（求人票の記載、ウェブの活用など）
    - ・人材採用の成功事例
    - ・新卒者、女性、高齢者の雇用促進
  - (3) 人材が定着するための職場環境の整備 ・人材定着のための成功事例
  - (4) 働き方改革に対応した実務
5. 対象者 経営者、人事管理者等
6. 受講料 無料
7. 定員 30名（先着順受付。定員になり次第締め切ります）
8. 申込方法 下記「参加申込書」をご記入の上、**10月20日(金)**までに FAXにてお申し込み下さい。
9. 主催 (公社)全日本トラック協会・(公社)長崎県トラック協会（共催）

(公社)長崎県トラック協会 行 (FAX095-839-8508)

### 参加申込書

会社名：	
TEL：	FAX：
参加者名①	参加者名②
参加者名③	参加者名④

会員各位

公益社団法人 長崎県トラック協会  
会長 馬場 邦彦  
(公印省略)

## 令和5年度陸運事業者のための安全マネジメント研修

～運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメントシステムの  
一体化による効果的な運用～

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、当協会では今年度、昨年度に続き標記研修を実施いたします。

「運輸安全マネジメント」については、すべてのトラック運送事業者が取り組むこととなっている一方で、「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（以下、「R I KMS」）」については、努力義務にとどまっていますが、いずれも、事業者として実施していくなければなりません。

しかしながら、トラック運送事業者におかれましては、「運輸安全マネジメント」と「R I KMS」の両マネジメントを全く別個の存在に感じている事業者が多く、混乱している実態があります。

本研修では、この2つのマネジメントを理解し、一体的に運用することにより、効果的に事故や災害のリスクを低減し、安全衛生のレベルアップを図ります。

さらに、運輸安全（労働安全衛生を含む）水準の向上のための、P（計画）・D（実施）・C（評価）・A（改善）サイクルを回す管理手法及び、リスクアセスメントの具体的な進め方を学び、事業者の取組を促し、事故及び、労働災害の削減につなげます。

つきましては、ご多用の折りとは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

### 記

1. 日 時 令和5年11月17日（金） 13：30～16：30
2. 場 所 長崎県トラック協会研修会館（長崎市松原町2651-3）
3. 講 師 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 田畠 裕司 氏
4. 内 容
  - (1) 「運輸安全マネジメント」と「R I KMS」の概要説明
  - (2) 「運輸安全マネジメント」と「R I KMS」の一体的運用方法について
  - (3) リスクアセスメントについて
  - (4) まとめ・質疑応答・アンケート記入
5. 対象者 経営者・運行管理者・安全担当責任者等
- ※「運輸安全マネジメント」に取り組んでいる中で、「運輸安全マネジメント」と「R I KMS」の一体的な運用を検討したい事業者の皆様。また、それぞれのマネジメントの理解を深めたい方。
6. 募集人数 定員50名（申込期限：先着順。定員になり次第締め切ります）
7. 申込方法 別添の「参加申込書」をご記入の上、記載のFAX番号までお申し込みください。
8. 当日持参するもの 筆記用具
9. 主 催 （公社）全日本トラック協会、（公社）長崎県トラック協会  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会、陸災防長崎県支部

以上

長崎県トラック協会 業務課 あて

FAX 095-839-8508

令和 年 月 日

令和5年度陸運事業者のための安全マネジメント研修

～運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメントシステムの  
一体化による効果的な運用～

参加申込書

日 時 : 令和5年11月17日（金） 13:30~16:30

場 所 : 長崎県トラック協会研修会館

事業所 支店・営業所名	
所在地	
受講者 ①	所属・役職
	氏 名
受講者 ②	所属・役職
	氏 名

〈締 切 日〉 令和5年11月2日（木曜日）

※ ただし、定員50名になり次第、締め切らせていただきます。

令和5年度

# 長崎県過積載防止運動強化月間

10月1日(日)～31日(火)

「事故『0』へ 積み過ぎは  
 ☆しない ☆させない ☆たのまない」

## — 合同指導取締を強化 —

過積載運行は、重大な交通事故の発生をはじめ道路渋滞の増加、騒音、振動、排気ガス等による交通公害、道路の損壊とさまざまな弊害をもたらし、大きな社会問題となっています。

長崎県過積載防止対策連絡会議による本運動も第42回を数え、この間に全事業者・全ドライバーが「輸送秩序確立運動」をはじめ、あらゆる機会を捉え過積載防止を展開して参りました。

会員事業所におかれでは、「しない、させない、たのまない」のスローガンのもと定量積載による安全運行を遵守していただき、本運動への積極的かつ効果的な取り組みを実践していただくようお願いいたします。

### 荷主の皆様へ

- ◎10月は過積載防止強化月間です。
- ◎荷物の積み過ぎは、悲惨で重大な交通事故を招きます。
- ◎「計画出荷」・「取引慣習の改善」にご理解・協力を願いします。
- ◎運送契約の「重量明記」励行を!
- ◎荷主・荷受人等は、運転者に過積載運転の要求をしてはいけません。

たのまない

させない



&lt;長崎県過積載防止対策連絡会議&gt;

長崎県・長崎県警察本部・九州地方整備局長崎河川国道事務所・九州運輸局長崎運輸支局  
 西日本高速道路(株)九州支店長崎高速道路事務所・(公社)長崎県トラック協会

事故「0」へ

過積載防止月間スローガン

### トラック運転手の皆さん

# 過積載禁止



&lt;長崎県過積載防止対策連絡会議&gt;

長崎県・長崎県警察本部・九州地方整備局長崎河川国道事務所・九州運輸局長崎運輸支局  
 西日本高速道路(株)九州支店長崎高速道路事務所・(公社)長崎県トラック協会

# 令和5年度長崎県過積載防止運動

## 強化月間実施要綱

長崎県過積載防止対策連絡会議

### 1 趣 旨

トラック輸送は、貨物輸送トン数ベースで国内輸送の約9割を担う輸送機関であり、国民生活の安定と産業活動の発展に必要不可欠なものとなっているが、反面、需要の多様化、高度化に伴う競争の激化とともに、過積載運行を含む輸送秩序の乱れ、交通死亡事故や道路渋滞等の増加、騒音、振動、排気ガス等による交通公害や環境悪化など社会的問題をもたらしている。

長崎県過積載防止対策連絡会議（以下連絡会議と略す。）は、交通を取り巻く諸問題解決の一端として、行政機関・実施団体が貨物自動車の過積載運行を撲滅する運動を推進することにより、交通事故防止を目指すものである。

### 2 運動期間

令和5年10月1日から令和5年10月31日まで1ヶ月間とする。

### 3 スローガン

『事故「0」へ、積み過ぎはしない、させない、たのまない。』

### 4 実施機関・団体等

長崎県

長崎県警察本部

九州地方整備局 長崎河川国道事務所

九州運輸局 長崎運輸支局

西日本高速道路株式会社 九州支社 長崎高速道路事務所

公益社団法人長崎県トラック協会

### 5 運動推進要領

#### (1) 連絡会議が実施する事項

- ①運動期間中の諸行事を企画、推進するとともに連絡・調整にあたる。
- ②懸垂幕を掲示すると共に、広報掲示物（ポスター、パンフレット等）を作成する。
- ③関係機関・団体等へ運動協力、広報掲示物の掲示要請、機関紙・会報への掲載依頼等啓発の推進及び一般への広報を行う。
- ④関係荷主及び団体あての過積載防止の協力要請（別紙文書）を行う。

(2) 行政機関及び団体が実施する事項

〔長崎県〕

- ①関係機関団体への啓発活動を行う。
- ②県管理道路情報板（電光板）を利用した広報活動を行う。
- ③ポスター掲示や道路情報板等を利用して、一般への広報を行う。

〔長崎県警察本部〕

- ①過積載運転の取締りを強化する。
- ②道路交通法第58条の4「過積載車両に係る指示」の徹底を図る。
- ③道路交通法第108条の34「使用者に対する通知」の徹底を図る。
- ④事業所に対する交通安全教育の推進を図る。

〔九州地方整備局 長崎河川国道事務所〕

- ①過積載車の合同街頭取締りを実施する。
- ②ポスター等を掲示し、一般への広報を行う。

〔九州運輸局 長崎運輸支局〕

- ①過積載車の合同街頭取締りを実施する。
- ②街頭検査の際、過積載を助長する荷台等の集中的取締を行う。
- ③運行管理者講習会等の機会を利用し意識の高揚を図る。
- ④ポスター・電光掲示板を掲示し、一般への広報を行う。

〔西日本高速道路(株)九州支社 長崎高速道路事務所〕

- ①法令違反車両取締りを隨時実施する。
- ②ポスター等を掲示し、一般への広報を行う。

〔(公社) 長崎県トラック協会〕

- ①「過積載防止」月間広報ポスターの作成。
- ②機関誌「ながさき トラック広報10月号」に掲載し全事業所への周知を図る。
- ③過積載街頭取締への参加協力を行う。
- ④適正化事業の巡回指導において過積載防止の重点指導を実施する。

長崎県過積載防止対策連絡会議

長崎県

長崎県警察本部

九州地方整備局長崎河川国道事務所

九州運輸局長崎運輸支局

西日本高速道路株式会社九州支社

長崎高速道路事務所

(連絡協議会公印省略)

令和5年度過積載防止運動強化月間の実施について

拝啓 貴社におかれましては、益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

平素から道路、交通、運輸行政に対するご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車の過積載による違法運行については、重大事故への起因の懸念と併せ、道路・橋梁等への損傷要因にもなることから、その防止につき、これまで各般の対策を講じてきたところあります。

長崎県における過積載運行は、平成6年5月の道路交通法の改正施行を機会に大幅な重量超過については減少しているものの、依然として過積載運行が見受けられる状況にあります。

このため当会議では、尚一層の運動の充実拡大を図るべく10月の1ヶ月間を実施期間として、本年度も過積載防止運動強化月間を実施することとなりました。

過積載の防止は運輸事業者による自助努力が第一ですが、何よりも荷主皆様のご理解、ご協力がなければ違法運行の一掃は程遠いものであります。

つきましては、本運動を推進するにあたり、貴社におかれましても趣旨をご理解いただき、良質で円滑な輸送サービスの提供の為、計画的出荷や運送契約時の重量明示、さらには、取引慣習の改善等々、具体的でかつ実効ある過積載防止策について特段の御協力をお願いするものであります。

なお、過積載防止の啓発ポスターを同封いたしましたので、期間中掲示板等に掲示していただきますよう重ねてお願いいたします。

(事務局) 九州運輸局 長崎運輸支局 (輸送・監査担当)

〒851-0103 長崎市中里町 1368 番地

TEL 095-839-4747 (ガイソス2)

## 行政だより

# 長崎県最低賃金の改正に係る 周知・広報について（依頼）

標記の件について、長崎労働局より周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

長労発基0920第1号

令和5年9月20日

各団体の長 殿

長崎労働局長

## 長崎県最低賃金の改正に係る周知・広報について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

長崎県最低賃金につきましては、現在「1時間853円」と定められておりますが、今般、長崎地方最低賃金審議会の答申を受け、最低賃金法第12条に基づき長崎県最低賃金を「1時間898円」(45円引上げ)とする改正の決定を行い、令和5年10月13日(金)から発効することとなりました。

また、「長崎県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、時間額の高い最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。したがって、「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「長崎県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金」の適用される事業場については、令和5年10月12日までは、特定（産業別）最低賃金が適用されますが、令和5年10月13日以降は改定後の「長崎県最低賃金」が適用されることとなるため、時間額898円以上の賃金を支払わなければなりません。

このため、当局においては、改定後の最低賃金の履行確保のため、使用者及び労働者等に対し集中的に広報活動を展開することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、最低賃金額等の周知に関し、広報誌・ホームページ等への記事掲載につきまして、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和5年8月31日から、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するための「業務改善助成金」の制度の拡充が行われています。詳細につきましては、別添リーフレットのとおりとなりますので、併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

業務改善助成金の制度等につきましては、右記QRコードからご確認いただけます。

**使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。**

**長崎県最低賃金 時間額898円**

令和5年10月13日発効

お問い合わせ先 長崎労働局賃金室 ☎095-801-0033

賃金引上げに関する支援 業務改善助成金



# 確認しよう、最低賃金！

事業者も、  
労働者も、  
お互いに。

会社員、パート、  
アルバイトの方、  
学生さんなど  
働く人すべての人と  
雇う人のためのルールです。

## 長崎県 最低賃金



898 円



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に  
関する  
特設サイト

WEBで  
確認！

最低賃金制度

検索

最低賃金に関する  
お問い合わせは  
長崎労働局または  
最寄りの労働基準監督署へ



長崎労働局 検索



賃金引上げ  
特設ページ

賃金引上げに向けた  
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善  
助成金

最大  
600万円を  
助成



「最低賃金制度」は、  
働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を  
保障する制度のことです!

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、  
すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は?

(※1) 確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額(時間額)と比較してみましょう!

**最低賃金額との比較方法** あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

### 1 時間給の場合

$$\begin{array}{c} \text{時間給} \\ \hline \text{円} \end{array} \geq \begin{array}{c} \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

### 2 日給の場合

$$\begin{array}{c} \text{日給} \\ \hline \text{円} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \end{array} = \begin{array}{c} \text{時間額} \\ \hline \text{円} \end{array} \geq \begin{array}{c} \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

### 3 月給の場合

$$\begin{array}{c} \text{月給} \\ \hline \text{円} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{1ヶ月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \end{array} = \begin{array}{c} \text{時間額} \\ \hline \text{円} \end{array} \geq \begin{array}{c} \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

### 4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で  
各手当(職務手当など)  
月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしましょう!

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を  
積極的に活用しましょう。

### 業務改善助成金

最大  
600万円を  
助成

業務改善助成金  
センター

0120-366-440

「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

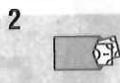
検索



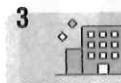
### 1 支給の要件



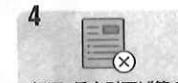
事業場内最低賃金の  
引上げ



引上げ後の  
賃金額の支払い



生産性向上に資する  
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の  
不交付事由がない

設備投資等に  
要した費用の  
一部を助成

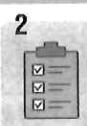


概要を動画で  
チェック!

助成金  
支給まで  
の流れ



交付申請書・  
事業実施計画などを、  
事業場がある都道府県  
労働局に提出



交付決定後、  
提出した  
計画に沿って  
事業実施



実施結果  
報告書・  
支給申請書を  
労働局に提出



支給



手続きを動画で  
チェック!

専門家による  
無料相談を  
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革  
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら▶ 働き方改革推進支援センター▶ 検索

働き方改革  
推進支援  
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の  
引上げに取り組む事業者に対して、  
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら▶ 働き方改革推進支援資金▶ 検索

Rサイクル適性(A)  
この印刷物は、圧感紙の裏面  
リサイクルできます。  
(R5.9)



安全横断



# 手のひら運動

～「手のひら」で横断の意思を伝えましょう！～

歩行者の方へ

わたります



道路を横断する際は、車の運転者に  
「手のひら」をして横断の意思を  
伝えましょう！



運転者の方へ

横断歩道は、歩行者が優先です！

歩行者が横断しているときや、横断しようとしているときは、  
横断歩道の手前で一時停止して、歩行者に道を譲りましょう！



「△」マークの先には  
横断歩道があります！  
必ず、歩行者の有無を  
確認しましょう！



長崎県警察

# 歩行者の方へ ~歩行者の横断方法など



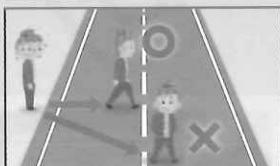
## 横断歩道の利用

横断歩道がある場所付近では、横断歩道を横断しましょう！



## 斜め横断の禁止

道路を斜めに横断しないようにしましょう！



## 直前直後横断の禁止

車両の直前・直後を横断しないようにしましょう！



## 横断禁止場所

道路標識で横断が禁止されている場所を横断しないようにしましょう！



# 運転者の方へ ~横断歩道における歩行者の優先

## 横断歩道に接近する場合の義務

横断歩道に接近する場合、その横断歩道の直前で停止できるような速度で進行しましょう！

※横断歩行者がいないことが明らかな場合を除く。



## 横断歩行者がいる場合の一時停止

前方の横断歩道を横断し、又は横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないようにしましょう！



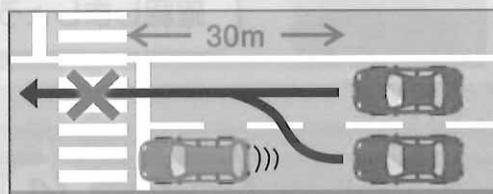
## 側方通過前の一時停止

横断歩道又はその手前の直前に停止車両がいる場合、その車両の側方を通過して前に出ようとするときは、その前に一時停止しましょう！



## 横断歩道の手前での追抜き禁止

横断歩道及びその手前の側端から30m以内では、前方を進行している他の車両の側方を通過してその前方に出ないようしましょう！



## 全ト協だより

# 「全ト協表彰規程による表彰」の推薦について

全日本トラック協会において、例年のとおり標記表彰が行われますので、下記により表彰該当者を推薦されるようお願いします。

### 記

1. 選考基準 業務に精励し、成績優秀にして事業の発展に寄与した功績が顕著な者で、次の基準に該当するもの。

(1) 感謝状

- ① トラック運送事業及び運送取扱事業の役員として20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者
- ② 事業者団体の役員として15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者

(2) 表彰状

- ① 運転者として30年以上勤務し、成績優秀な者
- ② 事業者団体の職員として20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に著しく寄与し、その功績が顕著な者
- ③ 危難を顧みず職責を遂行し、又は、重大事故を未然に防止し、その功績が顕著な者
- ④ 有益な発明、考案、改良又は研究を行い運送業務に著しい貢献をした者

2. 提出書類

功績調書、履歴書、その他参考となる資料

3. 提出期日

令和5年11月24日(金)までに県ト協（担当 本村）へ郵送または持込

※受章が決まりましたら来年度（令和6年度）の定時総会で表彰する予定です。

令和 年 月 日

## 功 績 調 書

協会名

1. 事業所の住所 及び名称  代表者氏名				
2. 被表彰候補者の  役職 ふりがな 氏 名				
生年月日	昭和・平成	年	月	日 生まれ
3. 推薦順位				
4. 推薦理由				
5. 賞罰、勤務成績、 素行等、参考と なる事項				

## 履歴書

現住所				
ふりがな				生年月日
氏名				年 月 日 生
学歴	年	月	最終学歴	卒業・修了
職歴	自			
	至			
	自			
	至			
	自			
	至			
	自			
	至			
	自			
	至			
賞罰				
上記の通り相違ありません。 令和 年 月 日				
氏名				印

## 近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和5年9月8日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

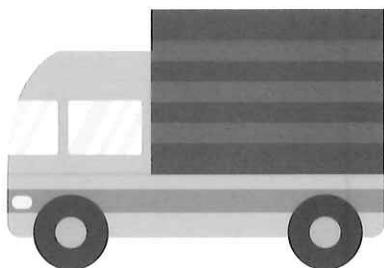
### 記

#### 1. 貸付利率

期 間	現行（改定前）	改定後
1年以上～3年以内		
3年超～7年以内	1.40%	<b>1.45%</b>
7年超～10年以内		

#### 2. 実施日

令和5年9月8日



# 軽油価格の調査結果（7月分）

7月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

## 1. 単純集計価格

地区名 \ 区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)	127.42	117.51	128.71
全国(沖縄除)	125.90	116.59	126.06

## 2. 元売別集計価格〈九州(沖縄除)〉

元売名 \ 区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	131.87	117.16	131.05
出光昭和シェル	125.15	118.19	128.24
キグナス			
コスモ	126.78	113.95	123.10
その他	122.55	117.75	128.27

## 3. 月間購入量別価格〈九州(沖縄除)〉

月間購入量 \ 区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満	128.10	117.31	130.79
30～50キロ リットル未満	121.00	120.64	119.69
50～100キロ リットル未満	117.73	116.02	
100キロ リットル以上	126.75	116.35	112.36

## 4. 支払期限別価格〈九州(沖縄除)〉

支払期限 \ 区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	127.51	117.72	123.03
30～60日未満	127.73	117.65	129.18
60日以上	126.35	116.53	

## 5. 軽油価格推移〈九州(沖縄除)〉

月別 \ 区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2023年3月	122.44	111.37	122.16
2023年4月	121.87	111.79	120.07
2023年5月	120.46	110.41	120.61
2023年6月	122.46	114.22	124.41
2023年7月	127.42	117.51	128.71

※消費税抜きの価格

## 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

### 【申込方法】

各実施機関のホームページから予約、または別紙の「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXしてください。

(株)おんが自動車学校 FAX : 093-293-2427

(有)新西海自動車学校 FAX : 0959-27-1778

### 【受講手数料】

基礎講習 : 8,900円

**一般講習 : 3,200円 (協会会員は、全額助成金が適用されます。)**

なお講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

### 【持ってくるもの】

運行管理者講習手帳 (講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm×横2.4cm」※サイズ厳守)  
筆記用具、電卓、付箋紙、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書 (※自動車事故対策機構のみ)

**【受付時間及び講習時間】** ※おんが自動車学校、新西海自動車学校開催分に限る

区分	受付時間	講習時間	
基礎講習	9:30~ (初日のみ)	第1日目	10:00~17:00
		第2日目	10:00~17:00
		第3日目	10:00~15:30
一般講習	9:30~	10:00~16:30	

※講師等の都合により時間が変更になることもあります。

### 【問い合わせ先】

(株)おんが自動車学校 TEL : 093-293-2359

(有)新西海自動車学校 TEL : 0959-27-0136

(独)自動車事故対策機構 TEL : 095-821-8853

### 【基礎講習】

回数	実施日	実施場所	定員	主 催
第1回	6月7日(水)~9日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下1階貸会議室」	25名	自動車事故対策機構 長崎支所
第2回	6月26日(月)~28日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第3回	6月28日(水)~30日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	おんが自動車学校
第4回	7月12日(水)~14日(金)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスパ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所
第5回	11月8日(水)~10日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	おんが自動車学校
第6回	11月28日(火)~30日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第7回	12月20日(水)~22日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下1階貸会議室」	25名	自動車事故対策機構 長崎支所
第8回	1月24日(水)~26日(金)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスパ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

★

★

## 【一般講習】

回数	実施日	実施場所	定員	主 催
第1回	5月25日(木)	長崎市「TBM長崎ビル 地下1階貸会議室」	25名	自動車事故対策機構 長崎支所
第2回	6月1日(木)	五島市「福江文化会館」	30名	新西海自動車学校
第3回	6月2日(金)	南松浦郡新上五島町「鯨賓館」	20名	新西海自動車学校
第4回	6月6日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	新西海自動車学校
第5回	6月16日(金)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第6回	6月27日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	おんが自動車学校
第7回	7月4日(火)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第8回	7月14日(金)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第9回	7月21日(金)	島原市「有明文化会館」	80名	新西海自動車学校
第10回	7月27日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第11回	8月8日(火)	平戸市「田平町民センター」	30名	新西海自動車学校
第12回	8月10日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第13回	8月24日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	新西海自動車学校
第14回	9月5日(火)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第15回	9月7日(木)	佐世保市「アルカス SASEBO 3階中会議室」	30名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第16回	9月14日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第17回	9月28日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第18回	10月3日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	新西海自動車学校
第19回	11月2日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第20回	11月7日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	おんが自動車学校
第21回	11月15日(水)	対馬市「対馬市交流センター」	30名	おんが自動車学校
第22回	11月16日(木)	壱岐市「壱岐の島ホール」	30名	おんが自動車学校
第23回	11月19日(日)	西海市「新西海自動車学校」	30名	新西海自動車学校
第24回	11月25日(土)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第25回	12月11日(月)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	新西海自動車学校
第26回	12月20日(水)	北松浦郡佐々町「佐々町文化会館」	30名	新西海自動車学校
第27回	1月16日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	おんが自動車学校
第28回	1月23日(火)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第29回	2月8日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第30回	2月22日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第31回	2月29日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	70名	おんが自動車学校

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

※離島〔対馬・壱岐〕の講習日が決まりましたのでお知らせいたします。

# 基礎講習 受講申込書

令和 年 月 日

事業所名：事業所〒： —事業所住所：申込責任者：連絡先 (TEL) — — (FAX) — —

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ( )
---------------------	----	-------	------------------	------------

①番	ふりがな (男・女)	事業用自動車の運行管理者経験が1年未満の者 (○印をする)	受講の目的 (○印をする)	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
	受講者の氏名 (生年月日)					
②番	(男・女)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他( )	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
	(T.S.H 年 月 曜日)					
③番	(男・女)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他( )	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
	(T.S.H 年 月 曜日)					
④番	(男・女)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他( )	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
	(T.S.H 年 月 曜日)					

\*現在の職名欄中、「運行管理者」とは運輸支局長(沖縄にあっては陸運事務所長)に選任の届出を行ったものとする。

\*修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧にお書き頂き、また性別は○で囲んでください。

\* \* ご確認ください \* \*

運行管理者試験を受験予定の方は、以下の□に✓を記入して下さい。

運行管理者試験センターへの受講名簿提出に同意する

①番の方 :  ②番の方 :  ③番の方 :  ④番の方 : 

\*修了書の代行送付は2021年度より行いませんのでご注意ください。

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島 各県 トラック 協会指定  
総合交通教育センター福岡

**DA) ドライビングアカデミー-ONGA**

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427

# 一般講習 受講申込書

FAX

令和 年 月 日

事業所名 :

〒 -

事業所の住所 :

申込責任者名 :

連絡先(TEL)

(FAX)

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ( )
---------------------	----	-------	------------------	------------

①番	ふりがな (男・女)	事業所 (営業所) の名称	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
	受講者の氏名 (生年月日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
	(T.S.H 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
②番	(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
	(T.S.H 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
③番	(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
	(T.S.H 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
④番	(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
	(T.S.H 年 月 日)				

\*現在の職名欄中「運行管理者」とは、運輸支局長（沖縄にあっては陸運事務所長）に選任の届け出を行ったものとする。

\*修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧にお書き頂き、また性別は○で囲んでください。

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島 各県トラック協会指定

総合交通教育センター福岡

**DA) ドライビングアカデミーONGA**

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427

# 基礎講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名)

〒

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL)

※(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～

○会場 佐世保市労働福祉センター

○講習時間 10時00分～17時00分(最終日は15時30分まで)※手帳をお持ちでない方は写真(3×2.4cm)1枚をご用意下さい

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日)	希望する 講習の種類 (番号○印)	受講の目的 (番号○印)	講習手帳 の有無 (○印)	受講の情報 提供の同意 (□印)	受講日
(昭和・平成 年月日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受検資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	□同意する □同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年月日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受検資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	□同意する □同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年月日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受検資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	□同意する □同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年月日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受検資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	□同意する □同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年月日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受検資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	□同意する □同意しない	月 日 ～ 月 日

注1) 個人でお申し込みの方は、事業所名欄に個人名を、事業所住所欄に本人住所を記入して下さい。

注2) 「受講の情報提供の同意」とは、受験資格確認事務の円滑を図るため、運行管理者試験センターへの講習受講の情報提供を行なうものです。また、国土交通省へも受講情報を提供いたします。

注3) 平成27年度から、旅客試験は旅客の基礎講習、貨物試験は貨物の基礎講習の受講が受験資格となります。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

※講習会場は自動車学校ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします。

※申込先

新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



# 一般講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名)

〒 -

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL)

※(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

- 受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会・佐世保市労働福祉センター・サンスパおおむら  
○講習時間 10時00分～16時30分 有明文化会館・田平町民センター・佐々町文化会館  
福江文化会館・鯨賓館・新西海自動車学校

事業所の種類 (○印をする)	バス	ハイ・タク	トラック	その他 ( )
-------------------	----	-------	------	------------

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日) (昭和・平成 年月日)	現在の職名 (番号○印)	運行管理者 選任年月日 昭和・平成・令和 年月日	指導講習手帳 の有無 (○印)	受講日 月 日
	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年月日	有・無	月 日
	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年月日	有・無	月 日
	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年月日	有・無	月 日
	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年月日	有・無	月 日
	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年月日	有・無	月 日

注1)「運行管理者選任年月日」欄中の「運行管理者」とは、運輸支局長に選任届けがなされている方です。

注2)運行管理者講習の受講の情報は、国土交通省に提供いたします。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

※講習会場は開催日によって異なりますのでお間違のないようにお願いいたします。

※申込先※

新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778





## 第4回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について

日 時 令和5年9月12日(火) 16:30~17:10

場 所 長崎市元船町2-4 「サンプリエール」

出席者 馬場会長ほか30名

### 3. 協議事項

- (1) 新規加入事業者等の承認について
- (2) 令和5年度「トラックの日」の行事について
- (3) 定款第14条に基づく業務報告について
- (4) 令和5年度近代化基金融資推薦について
- (5) 令和5年度人材確保支援事業の実施について



馬場会長

### 4. 報告事項

- (6) 令和6年度トラック関係施策の要望について
  - (7) 各種委員会の委員変更について
  - (8) 令和5年度安全性評価事業の申請受付等について
  - (9) 第37回長崎県トラックドライバーコンテストの結果について
- その他



菅藤重信 氏



稻吉 聰 氏

理事会は、原野部長の開会と定足数の報告で始まり、議長に馬場会長を選出し、上程された議案について審議され、第2号議案テレビCMについて一部修正等の意見が出され、その他については原案通り承認されました。

続いて開催された懇親会において、今年度退任された菅藤重信氏、稻吉聰氏へ馬場会長より「協会本部役員の退任に伴う表彰規程」に基づき、感謝状と記念品を贈呈いたしました。

なお、佐藤正文氏、田口実氏、柳井秀一氏については、後日山田常務より感謝状に記念品を添えて贈呈いたしました。

長きにわたり、協会の運営と業界の発展のためにご尽力いただき、感謝申し上げます。

誠にありがとうございました。



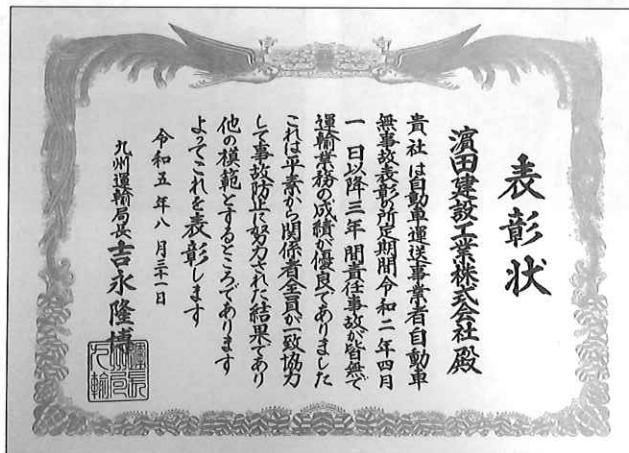
## 令和5年度 第1回 自動車運送事業者自動車無事故表彰について

九州運輸局では、九州内の自動車運送事業者の自動車無事故を達成させることにより、その保安の確立を期することを目的に標記表彰を行っており、今回は、トラック事業者7社、バス事業者7社、タクシー事業者1社、計15社が表彰を受けました。

長崎県内でのトラック事業者では、濱田建設工業株式会社（諫早市飯盛町）が受賞されました。表彰式は、9月7日(木)長崎運輸支局東長崎庁舎で行われ、大久保次長より、濱田賢吾代表取締役に、九州運輸局長の表彰状が伝達されました。



長崎運輸支局 大久保次長より表彰を受ける濱田代表取締役



## 改善基準告示解説セミナーの開催状況について

令和5年9月19日(火)佐世保会場（アルカス佐世保）、9月20日(水)島原会場（有明文化会館）、長崎会場（トラック協会研修会館）の3会場にて、講師に株式会社NX総合研究所シニア・コンサルタント金澤匡晃様をお招きし「改善基準告示解説セミナー」を開催しました。3会場で会員事業所より153名の方々が参加されました。

セミナーは、2024年4月より適用される改善基準告示の改正内容について、経緯や遵守の必要性、今後の事業者の対応などについて詳細に説明がありました。

セミナー終了後に参加者が個別相談するなど関心の深さを感じられました。



金澤 匡晃 様



(9/19) 佐世保会場



(9/20) 島原会場



(9/20) 長崎会場

## 「引越し基本講習・引越し管理者講習」の開催状況について

引越し専門部会では、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、9月12日(火)10時より、引越し基本講習、13日(水)10時より、引越し管理者講習を開催しました。

講習会は、基本、管理者ともに（公社）全日本トラック協会輸送事業部 土屋部長より、引越し業界の現状、クレーム対応、接客マナー、引越し運送約款他について説明があり、管理者講習ではグループに分かれ、事例などの検討を行い各社の取組状況について発表を行い、大変有意義な講習になりました。



基本講習



管理者講習

## 高齢運転者安全運転研修の開催状況について

去る令和5年9月13日(水)西海市の新西海自動車学校において、標記研修を開催しました。

この研修は、長年の運転経験から無意識的に繰り返される運転上の不安定行動や、加齢に伴う運転技術の低下等について、適性検査や技能実習を受けることにより、安全に対する意識向上や行動改善に取り組み事故防止につなげることを目的とした、おおむね60歳以上の運転者を対象とした研修で、会員事業者17名が参加しました。

座学では、高齢運転者の事故の特徴や、加齢に伴う健康管理の重要性、飲酒運転による重大事故等についてデータや映像から学びました。また、運転性格診断で自己の性格を改めて認識すると共に、視力検査・視野検査を行い、視野障害に対する正しい知識を確認しました。

実技では、普通車や大型車・中型車等の日頃乗務している車種に乗車し、危険回避走行や隘路侵入走行等を行い、的確な認知・判断と適切なハンドル操作ができているか、定められた指定位置に安全かつ正確に駐車できるか、等を確認しました。



## 令和5年度助成事業について

### 1. 主な留意点

- ①全助成事業で事前申請としています。(健康診断受診促進助成事業を除く)  
※装置、車両の導入前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付の流れとなります。
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③助成事業の申請期間は7／3(月)～12／22(金)、実績報告期限は2／29(木)となります。  
※3月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

### 2. 助成事業一覧

助成事業		概要
ドライブ レコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。(国補助金との併用は禁止)
	申請期間	申請期間：令和5.7.3～令和5.12.22 実績報告期限：令和6.2.29
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の1/2 (上限1万円／台) 運行管理連携型：機器価格(税抜)の1/2 (上限2万円／台)
安全装置	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和5.7.3～令和5.12.22 実績報告期限：令和6.2.29
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置 ③アルコールインターロック ④IT点呼に使用するアルコール検知器 ⑤トルクレンチ ⑥自動点呼機器
	助成金額	①、②、③、④機器価格(税抜)の1/2 (上限2万円／台) ⑤取得価格(税抜)の1/2(上限3万円) ⑥導入費用(上限10万円)
	その他条件等	③IT点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク取得事業所に限る。 ⑥600N・m以上の締め付け能力を有するもの 1事業所1台 ⑥1事業者1台ただしGマーク取得事業者は2台
アルコール 検知器	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和5.7.3～令和5.12.22 実績報告期限：令和6.2.29
	対象機器・装置	全ての機器が対象 *協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
	助成金額	機器価格(税抜)の1/2 (上限2万円／台)
	その他条件等	* Gマーク事業所におけるIT点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 * 来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します
血圧計	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全ト協基準に準じます。
	申請期間等	申請期間：令和5.7.3～令和5.12.22 実績報告期限：令和6.2.29
	助成金額	1台あたり装置の取得価格の2分の1 (上限5万円／台)
S A S スクリーニング 検査	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第1次検査および第2次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和5.7.3～令和5.12.22 実績報告期限：令和6.2.29
	助成金額	第1次検査および第2次検査の合計費用の半額 (上限2,500円／人)
安全運転研修 (ドライバー等 安全教育訓練 促進)	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育(研修)を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費(宿泊費等)の全額又は一部及び交通費(離島地区外5千円、離島地区1万円) ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修(1泊2日)：49,500円(受講料の全額) + 交通費 ②一般・初任ドライバー研修(2泊3日)：46,900円(受講料67,000円の7割) + 交通費 ⇒ 全ト協特別研修 ③添乗・指導管理者研修(2泊3日)：46,900円(受講料67,000円の7割) + 交通費 ⇒ 全ト協特別研修 *受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 *②③について、Gマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成(67,000円)
		助成上限
		研修1回あたり1事業者2名まで
	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
初任運転者 特別指導講習会	対象	特別指導教育(初任)の対象者
	助成金額	研修費の全額 年10回
	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
高齢運転者 安全運転研修	対象	60才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
	助成金額	研修費の全額 ①高齢運転者(1日)：12,200円(受講料の全額) *適齢診断を受診することが出来ます。 *講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
		助成上限
		研修1回あたり1事業者2名まで
	事業内容	会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 ※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
健康診断 受診促進	申請期間	申請期間：令和5.7.3～令和6.2.29 ※令和5年4月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の1.2倍まで
	助成金額	運転者1名につき2,000円
	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成(交付)します。
安全性評価事業 認定促進	申請期間	申請期間：認定公表から2週間以内
	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	助成上限	当該事業所(県内営業所)に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者
運転記録証明書 取得促進	助成金額	運転者1名につき670円

助成事業		概要
適性診断 (特定)	事業内容	適性診断（特定）の受診料の一部を助成します。
	対象診断	①初任診断 ②適齢診断
	助成金額	3,800円 *助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器 (一般)	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和5.7.3～令和5.12.22 実績報告期限：令和6.2.29
	助成上限	1台まで
	助成金額	指定機器1台につき20万円
環境対応車	実施主体	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック：協調（県ト協、国、全ト協）
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間（県ト協）	申請期間：令和5.7.3～令和5.12.22 実績報告期限：令和6.2.29
	対象	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック *令和5.4.1～令和6.2.29までに登録が完了するもの
	助成上限	1事業者1両まで
	助成金額	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック お問合せ下さい。
アイドリング ストップ 支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和5.7.3～令和5.12.22 実績報告期限：令和6.2.29
	対象機器・装置	①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット：5,000円（全額：県ト協） ②エアヒータ：機器価格の1/2 *上限6万円（全額：全ト協） ③車載バッテリー式冷房装置：機器価格の1/2 *上限6万円（全額：全ト協）
グリーン経営 認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	予算	申請期間：令和5.7.3～令和5.12.22 実績報告期限：令和6.2.29
	助成金額	新規7万円、更新5万円 *費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティーネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和5.7.3～令和5.12.22 実績報告期限：令和6.2.29
	助成金額	保証料の1/2（県ト協：1/4 全ト協：1/4）※一年度一事業者あたり上限20万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間等	申請期間：令和5.7.3～令和6.1.31 実績報告期限：令和6.2.29
	助成金額	県ト協制度：取得費用(税抜)1/2(上限：大型15万円、中型・けん引10万円)全ト協制度：準中型新規4万円、限定解除2万5千円、取得費用(税抜)1/3特例教習10万円、フォークリフト：31時間・35時間講習1万円、11時間・15時間講習5千円
	その他条件等	県ト協制度：協会指定研修の受講
中小企業大学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間等	申請期間：令和5.7.3～令和5.12.22 実績報告期限：令和6.2.29
	助成金額	受講料の2/3（県ト協1/3・全ト協1/3）
働きやすい職場 認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	予算	申請期間：令和5.7.3～令和5.12.22 実績報告期限：令和6.2.29
	助成金額	新規3万円、継続2万円 *費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者 一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習（一般）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者1名につき3,200円

#### 令和5年度近代化基金推薦融資申込公募の実施について

##### 1. 公募期間

令和5年4月1日～令和6年2月29日（期日厳守）

\*融資対象は、令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に投資されるものに限ります。

##### 2. 公募融資総額：6億円

##### 3. 融資限度額：各融資制度において、それぞれ定めます。

##### 4. 融資利率：商工中金所定の利率

5. 融資推薦対象者：会員事業者及び協同組合等であり、商工中金と取引資格があるもの。

6. 取扱金融機関：商工中金（長崎支店、佐世保支店）及び商工中金の代理店である信用組合

7. 融資対象資金について：消費税は対象となりますが、その他の税金、登録費用、保険料等は対象外です。

##### 8. 各融資制度の詳細は下表にてご確認下さい。

\*協会HP（<http://www.nata.or.jp>）の助成事業ページにて申込書のダウンロードが可能です。

一般融資	ポスト新長期融資
①融資対象事業 ・物流施設・福利厚生施設の整備に要する資金 ・事務機器の購入、設備の補修・改修に要する資金 ・荷役機械購入に要する資金 ※運転資金は対象外です	①融資対象事業 ポスト新長期規制車導入に要する資金（代替えを伴う必要はありません）
②融資推奨限度額 ・会員事業者：2,000万円 ・協同組合：4,000万円（事業者あたり2,000万円） ※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推奨となります。	②融資推奨限度額 ・会員事業者：4,000万円 ・協同組合：4,000万円（事業者あたり2,000万円） ※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推奨となります。ただし、NOx融資（受付終了）の残高を引継ぎます。
③利子補給率：0.4%	③利子補給率：0.4%
④償還期間：10年以内（車両は5年以内とする）	④償還期間：5年以内
⑤必要な添付書類：見積書原本等（施設の場合は、別途平面図・見取図等）	⑤必要な添付書類：見積書原本等

9. その他：制度利用にあたり様々な注意点がありますので、必ず申込み前に協会までご相談下さい。

## 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和5年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申込については直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となります。各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意下さい。

### 【 適性診断（初任・適齢）】 \* 開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月、3月を除く）※開催予定表 A 参照
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

### 【 初任運転者向け 】

#### ・初任運転者特別指導講習会 \* 開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

#### ・安全運転研修（初任運転者コース） \* 開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

### 【 一般運転者向け 】 \* 開催予定表 D

#### ・安全運転研修（一般運転者コース）

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

### 【 高齢運転者向け 】 \* 開催予定表 C

#### ・高齢運転者安全運転研修

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

※おんが自動車学校で開催する研修では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

### 開催予定表

診断・講習種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催	A 適性診断（初任・適齢）	17・18	23	19・20	11	28・29	26	16・17	14	4・5	16
	B (新西海)初任運転者特別指導講習会	19~20	24~25	21~22	12~13	30~31	27~28	18~19	15~16	6~7	17~18
	C 高齢運転者安全運転研修						13				
福岡開催	D (おんが)一般・初任運転者貨物運転者研修		27~28		1~2		2~3	21~22			27~28
	全ト協 指定	一般・初任運転者	8~10		24~26		25~28				13~15
		添乗・指導管理者		20~22		22~24		23~25		25~27	
		一般・事故再発防止						28~30			

※行事等により日程が変更となる場合があります。※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問い合わせ下さい。

### お問い合わせ先

長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：TEL 095-838-2281/FAX 095-839-8508

新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136/FAX 0959-27-1778

おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359/FAX 093-293-2427

# 申込書

## (適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受付済印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)  
事業所名(営業所名)

〒 一

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL) ※(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ  受講者氏名  生年月日(年齢)	適性診断 (診断種類に□ 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
				月 日
				時 分開始
1	昭和・平成 年月日(歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日)	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日～月 日)	月 日
		<input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講しない	時 分開始
2	昭和・平成 年月日(歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日)	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日～月 日)	月 日
		<input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講しない	時 分開始
3	昭和・平成 年月日(歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日)	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日～月 日)	月 日
		<input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講しない	時 分開始

**【実施場所】 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)**  
所在地:長崎市松原町2651-3

**【適性診断お申し込みの方】**

※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。

※開始時間10分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約2時間)

○持参品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000円 (残りは県トラック協会の助成となります)

**【初任講習お申し込みの方】**

○受付時間 8:30～9:00

○講習時間 9:00～17:30

○持参品 筆記用具、ヘルメット及び手袋(2日目のみ必要)

○その他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。

・申込期限は、開催日2日前(ただし、定員になり次第締め切りとなります)

★ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申込先



**新西海自動車学校**

※実施場所ではありませんのでお間違いないようお願いします

西海市西彼町上岳郷1238-3  
TEL 0959-270136

**FAX送信先 0959-27-1778**



# 貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

## 【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社(店)従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

### 1. 希望コース (希望するコースを1つ選び、選択欄に○印を付けてください。研修日程は同じです。)

No.	研修内容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2日(13時間)	
2	初任運転者研修 2日(15時間)	

### 2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記1の研修No.を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢	生年月日	採用年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男	歳	S,H 年 月 日	年 月 日			希望する・しない
	女	歳	S,H 年 月 日	年 月 日			希望する・しない

※交通費助成申請 該当地区に、□印をつけてください。

□離島地区外：5千円 □離島地区（五島、上五島、壱岐、対馬）：1万円

### 【注意】

※ 研修1回あたり1事業者2名まで

※ 受講料(49,500円)に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）

FAX 093-293-2427

※ 研修のご案内は、研修日の1週間前（前週の金曜日）にFAXにてお送りいたします。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印

---

適正化だより

---

## 運輸安全マネジメント「認定セミナー」開催予定情報について

認定セミナー開催予定リスト

開催予定日	主催者名	開催場所	認定セミナーの種類	定員	問い合わせ先	メールアドレス	ホームページ
2023年10月 以降開催予定							
2023年 12月15日	一般財団法人 日本品質保証機構	東京都千代田区神田須田町1-25 JR神田万世橋ビル17F から接続したオンライン開催	中小ガイドライン	40	マネジメントシステム部門 ISOセミナー事務局 (03-4560-5678)	iso-seminar@jqa.jp	<a href="https://www.jqa.jp/service_list/management/seminar/un001/index.html">https://www.jqa.jp/service_list/management/seminar/un001/index.html</a>
2024年 3月15日	一般財団法人 日本品質保証機構	東京都千代田区神田須田町1-25 JR神田万世橋ビル17F から接続したオンライン開催	中小ガイドライン	40	マネジメントシステム部門 ISOセミナー事務局 (03-4560-5678)	iso-seminar@jqa.jp	<a href="https://www.jqa.jp/service_list/management/seminar/un001/index.html">https://www.jqa.jp/service_list/management/seminar/un001/index.html</a>

私が事故を起こしてしまったのは、昨年の十二月十三日午後八時二十九分でした。

その日は、いつもより早く大阪の倉庫で、積み込みを終えて岡山へ帰社する所でした。それがあまりにも突然の事でした。月曜日で通行量も少なく環状交差点の対向車も二台ほどそれ違い、ゆっくりと交差点を右折しようとした時でした。「あっ」と目の前を横断していた歩行者に気付き、咄嗟に急ブレーキを掛けましたが、間に合わず横断歩道を同一方向へ歩いて横断していた歩行者と接触してしまいました。相手の男性の方は、その場に転げ倒れ込んでいました。

頭が真っ白になるとは、まさにこの事だと思います。それまでの事や家族の事、会社の仲間、上司の顔が、走馬灯の様に駆け巡りました。

私はトラックを止め、直ぐにその男性のもとへ駆け寄り、怪我の具合を確認しました。

幸い出血や大きな怪我は無く一人で歩けるようなので、安全な場所まで付き添い、直ぐに救急と警察へ連絡をしました。その後、救急車が到着するまで、それほど時間は経っていないと思いますが、とても長く感じました。

事故対応を終えるまでパニックで気が動転していましたが、冷静に対応できたのは、日頃から会社の教育や上司からの指導で事故が起きた時の対応を受けていたからだと思います。

大阪の営業所の上司が、相手の方への対応や付き添い、本社への連絡を行って頂き、私は事故現場で事故処理を終えて、岡山へ帰路につきました。会社まで戻る道中は、相手の方の怪我の状態や具合が気になり、どうか無事であってくれと願い、今後の自分の事や家族の事など

色々な事で頭がいっぱいになり、精神状態が不安定になっていました。

何とか無事に会社へ戻り、直ぐに上司へ相手の方の怪我の具合を確認しました。上司より相手の方は軽症だったと聴き、少しだけホッとしました。

今回の事故は、道路交通法で定められている交差点進入時の安全確認が疎かになっていた事、いつもの運行経路の慣れた道で、積み込み作業も早く終わり気が抜けて慢心となり運転に集中出来ていなかった事があります。

今回は、軽傷の人身事故で済んだから良かったでは無く、最悪の結果を招かない為にも、交差点を右左折する際は、安全が確保出来なければ右左折を開始しない。また、自分のトラックの後方へは、会社で決められた社内ルール「安全確認のため交差点右左折時、徐行・一時停止にご注意ください」と記載されています。

これは、過去に交差点での人身事故があり、二度と同じ事故を繰り返さない為に決められたルールです。私は理解しているようで守っていました。

今回の事故を体験し、社内ルールが如何に大切か、とても理解出来ました。今後、運転中は運転に集中し、安全確認、安全再確認、安全確保を行います。私に出来る事は、今回の事故の経験を一人でも多くの会社の仲間や家族、友人、知人などに伝え、二度と同じような事故が起らない様にする事だと思い、体験記を書かせて頂きました。

私自身も、ルールを守り、二度と事故を起さない様に、毎日、安全運行をしていきたいと思います。

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和4年度事故防止対策体験記優秀賞入選作品)



## 改正労働安全衛生規則等説明会の開催状況について

陸災防長崎県支部では、令和5年9月15日(金)長崎県トラック協会研修会館において標記の説明会を開催し、31名が参加しました。

この説明会は、令和5年3月28日に交付された改正労働安全衛生規則の内容の他、令和6年4月1日から適用となる改正改善基準告示の周知を目的として行われました。

はじめに、長崎労働基準監督署 永田 利一第二方面主任監督官より「改善基準告示の解説」について、基準のポイントをご説明いただき、続いて、長崎労働局 健康安全課 松尾 拓也係長より「労働災害の発生状況・改正労働衛生法の概要」について、主に県内の労働災害発生状況や災害事例についてご説明いただきました。

後半は、陸災防本部の田畠 裕司安全管理士より、改正労働安全衛生法の詳細についての説明があり、昇降設備の設置及び保護帽の着用の範囲が拡大されることや、テールゲートリフター操作者に対する特別教育の義務化について等の説明がありました。

説明会終了後、参加者が田畠安全管理士に個別相談するなど関心の深さを感じられました。



長崎労働基準監督署 永田主任監督官



長崎労働局 松尾健康安全係長



陸災防 田畠安全管理士



## ※※※技能講習情報※※※

※※新型コロナウイルスの感染拡大で情報が変わる可能性があります※※  
技能講習は、下記の機関で行われています。

## ○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 <a href="http://nagasaki-crane.com/">http://nagasaki-crane.com/</a>
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 <a href="http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html">http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html</a>
キャタピラ九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 <a href="http://kyushujpncat.com/cmot_kyu/index2.html">http://kyushujpncat.com/cmot_kyu/index2.html</a>
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 <a href="http://shimabara.co.jp">http://shimabara.co.jp</a>
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 <a href="http://gotoo-crane.com">http://gotoo-crane.com</a>

## ○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 <a href="http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html">http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html</a>

## ○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習

〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

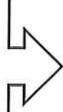
長崎市星取1丁目1-28

電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。  
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育



すべて陸災防福岡県支部で行われています

陸災防福岡県支部
092-431-1604 <a href="http://www.rikusaibou-fukuoka.com/">http://www.rikusaibou-fukuoka.com/</a>

まずは、各機関にお問い合わせください

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていません(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局

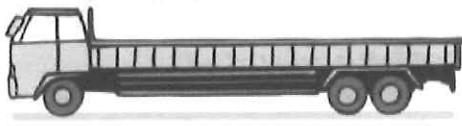
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

## 貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑦

### 保護帽の着用が必要な貨物自動車とはどんな自動車ですか？

- ◆ 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
- 最大積載量5トン以上
  - 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）又は構造上開閉できる貨物自動車

平ボディ型



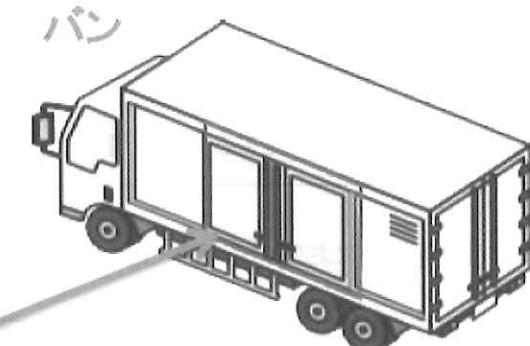
バン



ウイング車でウイングを閉じて開き止めをし、後部扉だけで荷の積み卸し作業を行う場合であっても、ヘルメットの着用が必要です。

いわゆるバンタイプの車両（荷台の四方が囲まれた箱型のもの）で後部の扉を開けて荷の積込み作業を行う場合（引越し作業や、宅配作業）においては、ヘルメットの着用義務はありません。

ウイング車以外のバンタイプで、荷台の側面に扉があり、その扉が後部の扉より広い範囲で開くものは、ウイング車と同じように取り扱われることになり、ヘルメットの着用が必要です。



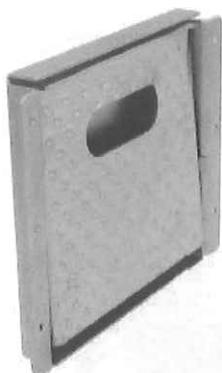
最大積載量2トン以上5トン未満のテールゲートリフター（TGL）が設置されている貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときにおいて、テールゲートリフター上の荷を地面に立って支える者には保護帽の着用の義務はありませんが、着用が望ましいとされています。

## 陸運と安全衛生

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る  
**労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑧**

**昇降設備に含まれるものはどうなものですか？**

- ◆ 荷を積み卸す作業を行うときに使用する昇降設備は、貨物自動車に取り付けられたものだけでなく、荷役作業場所に備え付けられ、作業の際に持ち運んで使えるものも含みます。
- ◆ 単なる足掛かりのようなものでは、作業員が安全に昇降することができません。



昇降設備の例  
あおり内側  
回転式ステップ



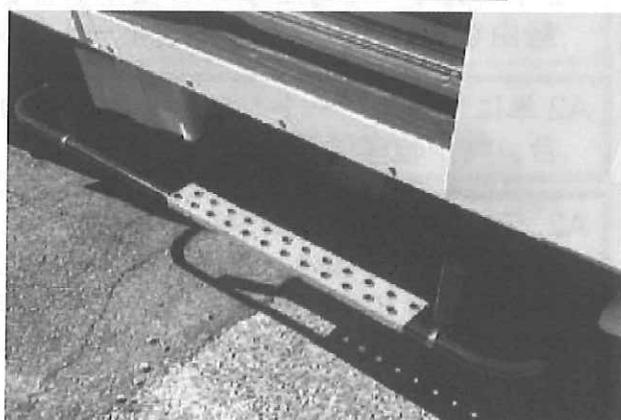
※昇降グリップ  
(手すり)がある  
ものや、踏板に  
一定の幅や奥行  
があるものがよ  
り安全です

**安全な昇降設備とは**

- ◆ 地面から踏面(2段以上の場合は段差ごと)の段差が50cm以内であること
- ◆ 両足を置くことができる踏面幅であること
- ◆ 踏面表面上に滑り止め加工がされていること
- ◆ 踏面は板状またはスリット状であること(角柱状や棒状の場合は、三点支持による昇降ができる昇降グリップが必要)
- ◆ 車両取付型の場合は、リア、サイド、あおりなど車体側面から突出して1か所以上設置されていること
- ◆ 地面から荷台までの間に、荷台から見て足裏の半分以上の長さが視認できる踏面が1段以上設置されていること

昇降設備の例

サイドステップ



横に長い「すのこ」、  
あるいは三本の棒のよ  
うな、いわゆる「巻き  
込み防止柵」は、昇降  
設備ではありません。

## 陸運と安全衛生

## 貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑨

テールゲートリフターを使用して荷を積卸す作業の特別教育について、  
次の場合は特別教育は必要ですか？

**Q1 テールゲートリフターを開かなければ荷役作業ができない構造の貨物自動車において、当該貨物自動車の後部扉を開けるためだけにテールゲートリフターを操作する場合**

**A1 荷の積み卸し作業を伴わず、扉を開けるためだけにテールゲートリフターを操作する場合、特別教育は不要（定期点検等の業務と同様）。**



**A1 後部扉を開けた後、テールゲートリフターを使用して荷の積み卸し作業を行う場合、特別教育が必要（単に扉を開けるためにテールゲートリフターを操作するものではないため）。**

**Q2 テールゲートリフターを操作することなく、テールゲートリフター上を経由して荷台とプラットフォームの間で荷役作業を行う場合**

**A2 単にテールゲートリフター上を経由して荷の積み卸し作業のみを行う場合、特別教育は不要。**

**A2 テールゲートリフターの稼働スイッチを操作する場合、テールゲートリフターのキャスター停止バー等を操作する場合、昇降板の展開や格納の操作を行う場合、特別教育が必要。**



**Q3 貨物自動車の荷台の高さの荷受け台（プラットフォーム）が設置され、これに接続するためにテールゲートリフターを操作する場合**

**A3 プラットフォームに接続後の作業において、テールゲートリフターを使用して荷の積み卸し作業を行う場合、特別教育が必要。**

**事業者は、特別教育の受講者、受講日時、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。**

## 陸運と安全衛生

## テールゲートリフター作業者必携 ～テールゲートリフター特別教育用テキスト～



### テールゲートリフター作業者必携 ～テールゲートリフター特別教育用テキスト～

令和5年6月／A4判／96頁

**定価：990円(税込)**  
**会員価格：890円(税込)**

※送料は別途ご負担いただきます。

(陸災防会員は、支部へのお申込みの場合のみ会員価格でご購入いただけます。[支部のご案内](#))

次のURLの購入申込書に必要事項をご記入の上、最寄りの支部へFAXにてお申込みください。

[http://rikusai.or.jp/public/product/tailgatelifter/tgl\\_moushikomisyo\\_202308.docx](http://rikusai.or.jp/public/product/tailgatelifter/tgl_moushikomisyo_202308.docx)

## 申込先一覧

[http://rikusai.or.jp/guide\\_of\\_association/shibu/](http://rikusai.or.jp/guide_of_association/shibu/)

## テールゲートリフターの 安全作業ハンドブック



特別教育の受講記録が記載・携帯できるポケットサイズの小冊子です。

### テールゲートリフターの 安全作業ハンドブック

A6判／8頁

**定価：165円(税込)**

※送料は別途ご負担いただきます。

次のURLの購入申込書に必要事項をご記入の上、最寄りの支部へFAXにてお申込みください。

[http://rikusai.or.jp/public/product/tailgatelifter/tgl\\_moushikomisyo\\_202308.docx](http://rikusai.or.jp/public/product/tailgatelifter/tgl_moushikomisyo_202308.docx)

## 申込先一覧

[http://rikusai.or.jp/guide\\_of\\_association/shibu/](http://rikusai.or.jp/guide_of_association/shibu/)

陸運と安全衛生

## テールゲートリフターによる 安全な荷役作業 (DVD) ～特別教育学科教育用映像補助教材です～

テールゲートリフター特別教育の教材として活用いただける「学科教育用映像補助教材(DVD)」を製作しました。特別教育で示された学科教育(4時間)の一部として使用できるものです。

テールゲートリフター作業に関する社内教育の場においてもご活用いただけます。



### テールゲートリフターによる 安全な荷役作業

令和5年8月／DVD／46分  
**定価：22,000円(税込)**

※送料は別途ご負担いただきます。

#### 内容

- 種類・構造
- 取扱い方法
- 点検及び整備の方法(垂直式・床下格納式)
- 荷の昇降板上での取扱い方法
- 災害事例(4事例)

次のURLの購入申込書に必要事項をご記入の上、最寄りの支部へFAXにてお申込みください。

[http://rikusai.or.jp/public/product/  
tailgatelifter/tgl\\_moushikomisyo\\_202308.docx](http://rikusai.or.jp/public/product/tailgatelifter/tgl_moushikomisyo_202308.docx)

#### 申込先一覧

[http://rikusai.or.jp/guide\\_of\\_association/  
shibu/](http://rikusai.or.jp/guide_of_association/shibu/)



## 陸運と安全衛生

【連載】陸上貨物運送事業における労働災害を少しでも減らすために！

## 「建設現場の安全管理に学ぶ」 第2回

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

## ◆建設業と陸運業、法規制等の彼我◆

前号で、建設業における労働災害件数の着実な減少は建設業界が挙げて労働災害の防止に取り組んできた結果としての成果、と書いたところですが、更に加えてのところを。

建設業における労働安全についての措置義務や規制といったところ、法規定がある面「微に入り細を穿っている」という点も確かにあります。

労働安全衛生規則に限っても、建設業と陸運業の共通に関わる分野はさておいたとして、その規定の状況を見たとき、陸運業の方では車両系荷役運搬機械等の規定と荷役作業等における規定とで合せて僅か100条程度ですが、一方、建設業に関わるところでは、建設機械等の規定のほか、型枠支保工や掘削作業、鉄骨組立、鋼橋架設、木造建築物組立、等々、更には足場に関する詳細な規定、とその数は大変多いものとなっています。加えて、機械等関連の「構造規格」も、車両系建設機械から鋼管足場用の部材、支保工部材、つり足場部材といったものまで（陸運業関係では「フォークリフト構造規格」がある程度ですが）、正に「微に入り細を穿って」細かいところまで充実しています。現場監督や会社で安全パトロールを担う社員は、安全関係法令をダイジェスト化した300頁物の「法令集ポケット版」を携行してこれに備えている、といったことが常です。

また、安全対策や規制を考える国の「審議会」の他、様々な検討委員会や実務者会合も頻繁に行われています（陸運業でも昨年には「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」(R4.12～R5.8)が行われました。）。これら委員会等の議論を経て、「建設業における総合的労働災害防止対策」の要綱や「元方事業者における建設現場安全管理指針」など、多くの管理指針が示されています（これも陸運業では「交通労働災害防止のためのガイドライン」と「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライ

ン」、2つの指針が示されています）。いずれにしろ、法令での規制や要綱・指針といったもので遵守すべきものの建設業と陸運業、彼我の差は相當にあります。

我が陸運業における休業災害1万数千件のうち、その70%約1万件の労働災害は荷役作業に関わってのものですから、これをどう減らしていくのかが喫緊の課題となっています。法規制が建設業におけるものより少ないということは、チェックするべき項目が少ないのでなおさらです。法規は災害の発生を契機に加筆追加されてきた側面がありますから、これらをしっかりと順守状況をチェックすることで、ある程度災害を抑えられる、大きな災害減少効果が期待できるはず、です。

一方の建設業。法規定等が細かく定まっているからとはいえ、つまるところ、安全に作業できる設備を整え、その安全に作業できる状態をどのように常に維持していくか、そこで従事する者が絶えずルールを守って安全に作業をするか、が重要ですし、それには監督者、従事者を問わず安全に関する感受性を高めて、安全に作業を行うことのモチベーションをどう維持させていくか、が要諦になってきます。そのための取組が日常的に活発に展開されていますので、建設現場における安全管理の様々、順次ご紹介してまいります。

## ◆安全施工サイクルの一番目◆

建設現場における一日は、一番最初にツールボックスミーティング(TBM)と危険予知活動(KYK)から始まります。どのゼネコン現場でも地場の建設店社、施工の現場でも、一様にこれがルーティンになっています。

どの建設工事現場でも朝一番に行うことを中心としているこのTBMをまず最初にご紹介し、翻って陸運業の「点呼」などについて言及していければ、との目算です。

## ◆ツールボックスミーティング(TBM)◆

TBMとは、ツールボックスが文字どおり「道具箱」のことですから、建設現場では、正に各専門工事業者ごとの「道具箱」が置か

**陸運と安全衛生**

れている所で行われる作業前打合せ、現場の朝礼などの各専門業者別に集まるその場で行うミーティングのことをこのように呼んでいます。

TBMでは、当日の作業内容や段取り、注意点などの指示を職長が伝え、従事する作業員間で共有し、一日の安全な作業方法の周知徹底が図られることを目的に毎朝行われています。

当日の作業前に、その日の作業の確認や注意点を全員で共有するためのものですから、着実にその日の工事施工・作業を進めていくために重要なミーティングとなります。

勿論、重要な作業方法、間違いなく施工するために必要な手順、リスクの高い工程・工法などは、「作業手順書」として簡単な計画図や施工図も示しながら手順を再確認しています。

工事現場のような危険度の高い作業場所では、ちょっとした油断や省略行動などの不安全行動が、人身災害、大きな怪我につながります。昨日の作業で何か不具合があった場合にはそれを今日の作業者に知らせ注意喚起しておかなければ、同じミスや同じ不安全行動を行うことになります。こんなことも周知

し徹底を期しています。

**◆建設現場のTBM=陸運業の「点呼」?◆**

ここまで建設現場におけるTBMをご紹介して、TBMが職長からの指示伝達の場といううらえ方をすると、いかがでしょう、陸運業界における「始業前点呼」と置き換えてみてもいいかもしれませんよね。

建設現場では、作業内容に即して施工上の注意点や安全上の留意点、周辺関係する専門業者との取り合い調整のところも共有化を図っていきますから、正にこれから荷受け・荷卸しを通しての指示伝達を行う「点呼」と言って良いのです。

基本的には朝の作業開始前に5分から10分程度、職長などが中心となって短時間に行われるのが普通ですが、作業の切り替え時など、必要に応じて昼食後に行われたりもしています。

次回は、陸運業においても同様に行われている「点呼」を一日の安全作業にどう生かしていくのかの観点で、その際に使用していただきたい「安全作業連絡書」などについて触れながら、もう少し記述して参ります。

**【厚生労働省】****「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」  
を継続設置(相談無料)荷主企業と運送事業者の相談に電話や訪問で対応します**

厚生労働省は、トラック運転者の長時間労働改善に向けて、労務管理の改善や荷主と運送事業者の協力による作業環境改善等を図るために令和4年8月1日に設置した「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」を、令和5年度も継続して設置しております。

相談センターでは、荷主企業からの作業環境改善に関する相談や、運送事業者からの労務管理改善や作業環境改善に関する相談に対応します。また、利用者の希望に応じて、オンラインや現地訪問による支援を無料で実施します。

厚生労働省では、今後もトラック運転者の長時間労働改善に向けた取組を行っていきます。

詳細は次のURLからご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32399.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32399.html)



## 陸運と安全衛生

災害事例  
と  
その対策

## 積荷を引っ張っていて荷台から後ろ向きに転落 その「見える化」、本当に有効ですか？

食品製造工場の製品を各小売店舗へ配送する業務を行っている事業場が、配送後店舗から回収した配送料用の空き容器の取卸し作業中に労働災害が発生しました。

当該容器は底面の寸法が一定で、はめ込むことにより高く安定して積み上げができるものであり、通常、バン型トラックの荷室の天井高さいっぱいまで積み上げられています。

### 【災害発生状況】

災害発生当日、配送を終え空き容器を満載したトラックで帰社した被災者は、空き容器を洗浄工程へ回すため、専用のプラットホームに車をつけようとした。しかし、3台の接車スペースはすでに埋まっており、しばらく待機する必要があったため、ホーム混雑時に荷卸しが許されている仮置きのスペースに空き容器を卸すこととした。

仮置きのスペースにはプラットホームはなく、地面への直置きとなることから作業量は多くなるが、待っているよりは早く終わると思いこちらを選択した。

順次手前から空き容器を卸していくが、奥になり地上から手が届かないところになると、「引っ掛け棒」と呼ばれる先端にカギのついた治具を用いて一列分全体を手の届くところまで引き寄せ、地面へ取り卸した。さらに奥になったので、荷台に上がり、後ろ向きに引っ掛け棒で引っ張っていたところ、荷台の端に気付かず、荷台の端から後ろ向きに転落した。転落したときに肘を強打して骨折し、約2か月の休業となった。

### 【発生原因】

事業場では従来から荷台に上がっての引っ張り棒での作業の際の転落を防止するため、荷室内側の両側面にトラテープを貼り、これ以上後ろに行かないように注意喚起していたが、被災者はそれに気付かず下がり過ぎて転落した。

また、経験が4か月と浅く、十分な教育が行われていたとは言い難い状況であった。

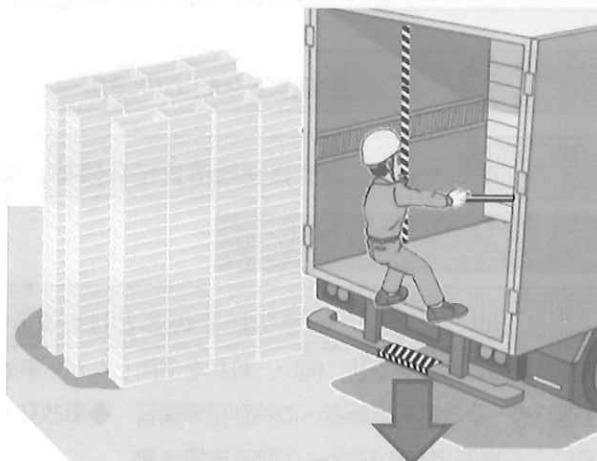
### 【再発防止対策】

所有する貨物自動車は、ほぼすべての車両が2トン以上5トン未満のバン型車両であるため、令和5年10月の法令改正による保護帽の着用は災害発生時は義務付けられていませんでしたが、

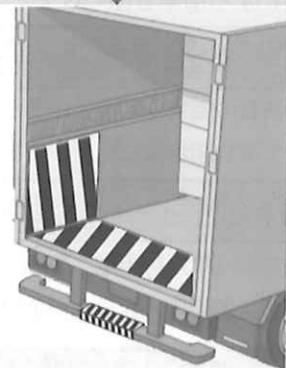
事業場では災害発生後すぐに保護帽(ヘルメット)と耐滑性の安全靴を手配し全員へ配付しました。

しかし、保護帽は転落した際の被害を軽減させるものであり、転落自体を防止する効果はないことから、更なる再発防止対策が求められます。

発生原因のひとつとして考えられるトラテープの見落としについて、引っ張る作業の際の目線は通常、床面になると思われる所以、注意喚起の表示は荷室の側面だけではなく床面にも行うことが有効だと考えられます。また、より視認性を高めるため「線」ではなく「面」にするとともに、表示の劣化を考え、可能であればテープではなく塗装により表示することも選択肢のひとつになると思われます。



上方に障害物などがある通路に「頭上注意」の掲示があるのを見かけますが、歩く時の人の目線は足もとを見ることが多いため、掲示は通路上の障害物そのものだけではなく下にも表示するのが有効だと思われます。



注意喚起の表示や掲示は、単にあれば良いというものではなく、見る人が気づかないと意味がありません。その「見える化」が本当に有効かどうか、一度考えてみることも必要かもしれません。

## 九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これから多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。

### 九ト交協の取扱商品

#### 自動車共済 ~対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度~

##### 最大70%の優良割引

デジタコ搭載車は2%割引（対人共済・対物共済）

##### 掛金を一括で支払うことによる一括払割引

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

##### 事業用車両5台以上のご加入で一括契約割5%

##### 契約台数に応じた多数契約割引!!

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます！！

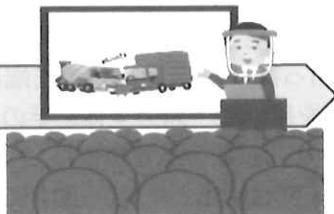
#### 自賠責共済 ~長崎県下9社の代理店~

#### 損害保険 ~運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応~

### 九ト交協の充実の制度

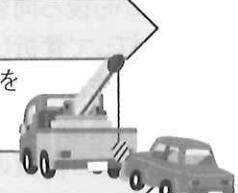
#### 事故防止活動 ~事故防止のことはおまかせください~

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



#### 利用分量配当 ~支払いの実績により配当金があります~

組合の決算の結果、剩余金が得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。（配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。）



#### 安心のロードサービス ~故障時の搬送費用も対象です~

ご契約車両（構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く）が事故故障により自走不能となった場合、最大20万円（自己負担金2万円）のレッカー搬送費用を負担いたします。



#### 九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

長崎県佐世保市崎岡町853番地22 グレースN C棟202号室

TEL: 0956-87-0083 (担当 井上)

ご不明な点がございましたら  
ご遠慮なくお問合せください。

# ~自動車共済~ INFORMATION

## ■ 車両共済にご加入されると安心です

### 車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

### ~主な補償内容~

車同士の衝突



電柱などと衝突



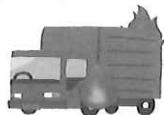
飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

### CASE 1

#### ■事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえると思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていなかったけど、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができ助かりました。

### CASE 2

#### ■スムースに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に入れていないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

**車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！**

**九州トラック交通共済協同組合**

# 諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

## ★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付



シングルルームで広めの部屋もご用意しております  
宿泊料金

- ・一般 7,200円（税込）
- ・諫早TS会員 5,400円（税込）「朝食付」  
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,000円（税込）

チェックイン 15時（24時間受付）  
チェックアウト 翌10時

## ★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です！



料金 大人 520円（税込）「小学生以下無料」  
ご利用時間 12時～22時まで（冬季10月～4月）  
9時～22時まで（夏季5月～9月）

## ★シャワールーム（女性専用）

料金 100円で7分間  
ご利用時間 12時～22時まで

## ★レストラン 安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください！



7時～20時30分までご利用できます  
(オーダーストップ 20時)  
※土・日曜日のみ14時30分 (オーダーストップ 14時)

## 主なメニュー

長崎ちゃんぽん.....770円（税込）  
かつ丼.....820円（税込）  
中華飯.....790円（税込）  
トンカツ定食.....1,050円（税込）  
エビフライ定食 .....1,260円（税込）  
カツカレー.....950円（税込）

各種定食・丼物・中華など豊富に  
取り揃えております

## ★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室  
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー（24時間営業）

### 駐車場

大型トラック（トレーラ含） 40台  
中型トラック 5台  
小型トラック・普通自動車 29台

### アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km  
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション  
長崎県諫早市貝津町1051-12  
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

# 教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村、佐藤) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

◆ご希望の教材に○印をお願いします

※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題名	時間	メディア	貸出可能数
ドライバ 教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ~トラックドライバーの心構えと心得~	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ~トラックの構造的特徴と安全運転~	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ~心と体と安全運転~	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ~危険予測運転の基本~	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ~省エネ運転のススメ~	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ~ヒヤリハット報告検討会の記録~	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドライブレコーダー映像で学ぶ!事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告!	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか?高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ!飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために!		DVD	1
		19	その時あなたにできること ~交通事故現場における応急救護処置~	20分	DVD	1
		20	目指せ!危険物輸送のスペシャリスト~移動タンク貯蔵所の安全対策~		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備 ・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ~安全輸送は私が守る~		DVD	1
		28	一人でできる日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
健康管理		31	★ストップ!車輪脱落事故 ~タイヤ交換作業の手順と方法~		DVD	2
		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない!	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう!ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故Oを目指して ~第42回全国トラックドライバーコンテスト~		DVD	1
		39	交通事故Oを目指して ~第43回全国トラックドライバーコンテスト~		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ~運転技能・整備点検編~	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまつたら		DVD	1
		42	走れ!風になって未来へ~そして若者はトラックドライバーになった~		DVD	1
		43	未来への道 ~トラックドライバーからのメッセージ~		DVD	1

事業者名	※貸出確認  本			※受付
担当者名	※返却日  /			
貸出期間	年　月　日　～	年　月　日 (最大2週間)	※返却確認  本	(※の欄は記入しないでください)

# - 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会宛

**FAX:095-839-8508**

注文日:令和 年 月 日

↓ 注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考	
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198			
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374			
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352			
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660			
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781			
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	※363			
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	※242			
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264			
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286			
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33			
11	運行指示書	1冊(50セット)	550			
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660			
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14			
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792			
15	作業指図書	1冊	176			
16	事故報告書(1セット)	1セット	290			
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495			
18	チャート紙 ご希望品番に注文数を ご記入ください	KM26-120-2C L7-120 その他 ( )	M24-120K L7-140	1個	660	

※令和5年4月1日より変更

受領方法  協会にて受け取り( 月 日 来協予定)  送付希望

事業者名			
担当者名		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	□に✓して下さい 〒 -	□会員名簿住所へ送付	□会員名簿以外の住所へ送付
請求書送付先	〒 -	* 上記送付先と異なる場合はご記入ください	

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。

"長崎県トラック協会ホームページ" → "会員用コンテンツ" → "九州運輸局HP・該当ページ" より

ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届

★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

(公社)長崎県トラック協会(担当:本村)

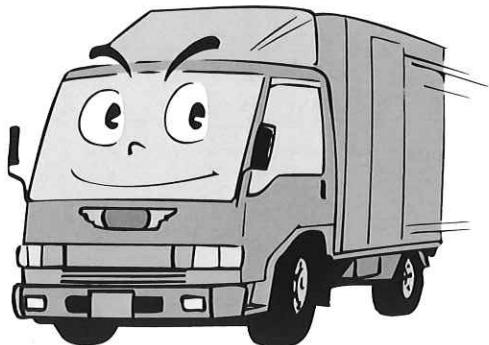
TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	発送日
		斜線
	確認	

合計金額	入金日
	斜線

# 広く持つ 視野と心と 車間距離



(北海道) 美幌貨物自動車(株)

嵯峨 杏奈

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和4年度事故防止対策標語優秀賞)



## トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発 行 (公社)長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

印 刷 所 株式会社 昭 和 堂

諫早市長野町1007-2

TEL 0957-22-6000

FAX 0957-22-6690